

一宮町生物文化多様性計画の実現に向けた実行委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年 11月 4 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第62号

一宮町生物文化多様性計画の実現に向けた実行委員会設置要綱
(設置)

第1条 一宮町生物文化多様性計画（以下「計画」という。）の中間点検及び最終点検並びに円滑な推進を図るため、一宮町生物文化多様性計画の実現に向けた実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の実現に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内の者をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者 5名以内
- (2) 公募委員 2名
- (3) 町議会の議員 1名

(4) 関係行政機関の職員 1 名

2 前項第 2 号に規定する公募委員は、別に定める一宮町生物文化多様性計画の実現に向けた実行委員会公募委員募集要領により募集する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し議事の進行及び整理を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の最終点検を行う令和 12 年度までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、検討するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の庶務は、都市環境課において行う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。